

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成17年10月に浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町が合併し、現在「新市まちづくり計画」、「浜田市総合振興計画」に基づき、まちづくりを進めているところで

す。近年、高齢化の進展に加え、ストレスを要因とした精神障害等、障害者が増加しているとともに、障害の重度化・重複化が進行しています。

このような状況の中、平成15年に、障害者の自己決定や選択を重視し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度がスタートし、サービス提供体制の拡充が図られました。

平成17年4月には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症¹等の発達障害が福祉施策の対象であること、及び、発達障害者への支援が、国、県及び市町村の責務であることが明確に示されました。平成19年4月施行の「学校教育法の一部を改正する法律」においても、さまざまな障害に対応した適切な指導と支援を行うための特別支援教育²の推進がうたわれています。

また、平成18年4月、障害者施策の3障害一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保などを主な内容とした、「障害者自立支援法」が施行されました。この法律は、障害者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現をめざしたものです。

障害者の増加や障害の重度化・重複化に加え、障害者を取り巻く環境は現在大きな転換期を迎えています。

この度、これらを踏まえ、新市として障害者施策全般にかかわる障害者基本計画の見直しを行うとともに、本市における障害者施策の一層の推進を図るため、「浜田市障害者計画・障害福祉計画」(以下、本計画)を新たに策定いたします。

¹ 自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、コミュニケーションの障害、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

² 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象外であった学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などを含めて支援の必要性のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。平成19年4月より、盲学校・聾(ろう)学校・養護学校は「特別支援学校」、特殊学級は「特別支援学級」へ名称変更される。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、鳥根県の「鳥根はつらつプラン（鳥根県障害者計画）」を踏まえ、「新市まちづくり計画」「浜田市総合振興計画」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成24年度までの7年間とします。

障害者計画は平成19年度から平成24年度までの6年間とし、障害福祉計画は、平成18年10月から平成20年度までを第1期計画とし、平成20年度に見直しを行い、平成21年度からの第2期計画を定めます。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	障害者計画					
障害福祉計画（第1期）		見直し	障害福祉計画（第2期）			

4 対象とする障害者

本計画で対象とする障害者とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、または精神障害があるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法改正の際の附帯決議にある「難病等に起因する身体または精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」、ならびに、発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群³その他の広汎性発達障害⁴、学習障害⁵、注意欠陥多動性障害⁶その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。さらに、高次脳機能障害⁷のある人も対象とします。

なお、この計画に定める個別の事業及びサービス等の対象者については、別に定めるものとします。

³ アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

⁴ 広汎性発達障害

自閉性障害（自閉症）、レット障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性障害（非定型自閉症を含む）といった障害の総称。

⁵ 学習障害

Learning Disabilities（LD）、一般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

⁶ 注意欠陥多動性障害

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder（ADHD）、年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

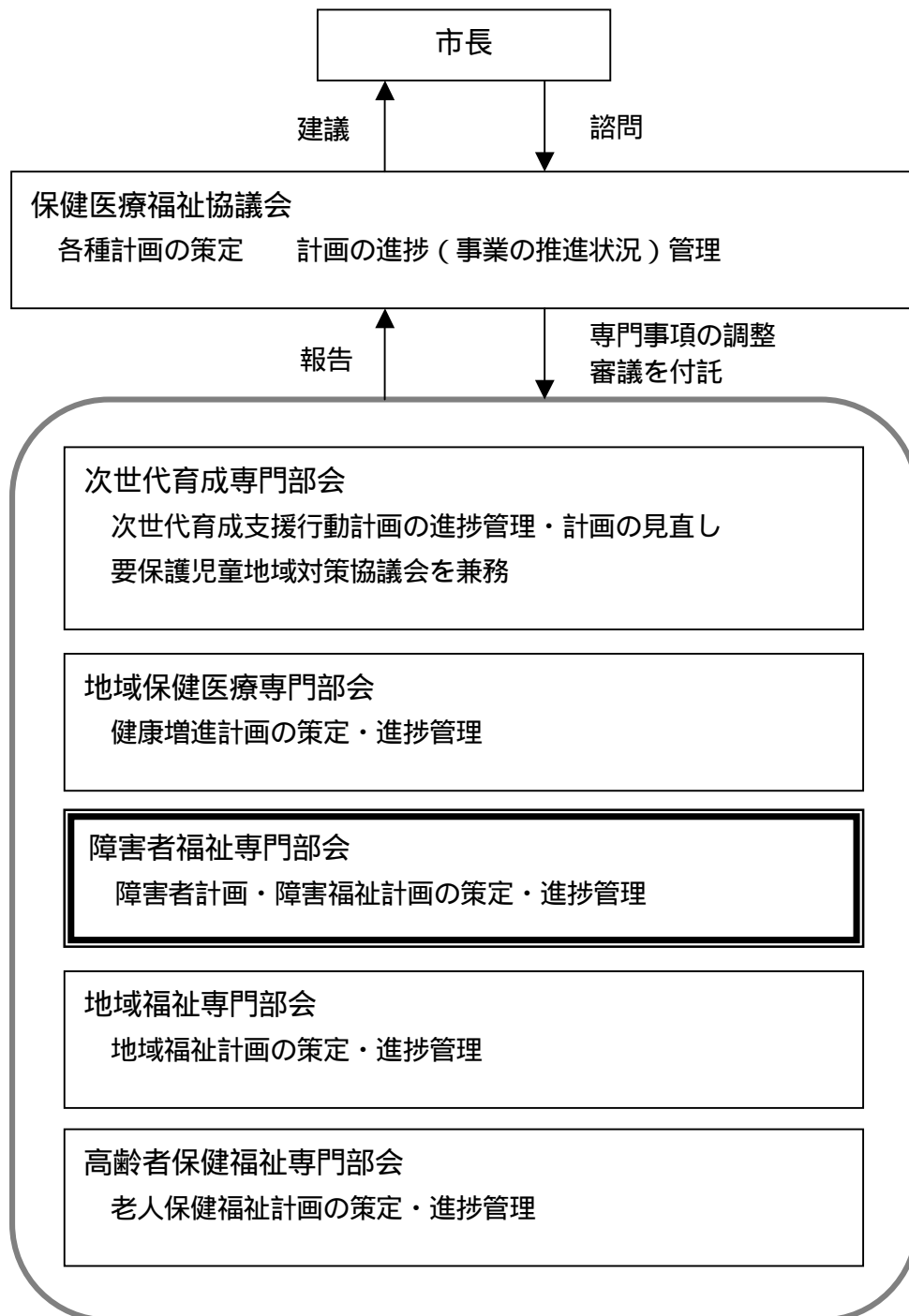
⁷ 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより、脳に損傷が生じて起こる障害。人によって症状は異なるが、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの症状が現れる。

5 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障害者福祉専門部会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



(2) アンケート調査

当事者の現状や要望を把握し、計画に反映していくため、障害者手帳をお持ちの方や障害者福祉制度を利用されている方を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の種類	身体障害者(児)・知的障害者(児)調査 精神障害者調査		
調査対象者	平成 18 年 3 月末、市内在住の		
	身体障害者手帳及び療育手帳所持者 障害者福祉制度利用者		1,200 名
	精神障害者保健福祉手帳所持者 障害者福祉制度利用者		300 名
	合 計		1,500 名
抽出方法	障害種別ごとの無作為抽出		
調査方法	郵送による配布回収		
調査期間	平成 18 年 9 月 5 日から 9 月 19 日		
回収結果		678 票	56.5%
		153 票	回収率 51.0%
	合計	831 票	55.4%